

報告第9号

美幌町議会向上推進（～よりはたらく議会を目指して～）特別委員会事務調査
結果報告について

令和7年第6回美幌町議会定例会において承認した美幌町議会向上推進（～よりはたらく議会を目指して～）特別委員会の下記事件について、美幌町議会会議規則第77条の規定により、別紙のとおり調査報告書の提出があったので、報告する。

令和8年6月16日

美幌町議会議長 戸 澤 義 典

記

美幌町議会の向上及び推進に関する事項について

美幌町議会向上推進（～よりはたらく議会を目指して～）特別委員会事務調査報告書

令和7年第6回美幌町議会定例会において承認された事件について、調査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

令和8年4月6日

美幌町議会向上推進（～よりはたらく議会を目指して～）特別委員会

委員長 馬場博美

美幌町議会議長 戸澤義典様

記

1 事 件 名

美幌町議会の向上及び推進に関する事項について

2 調 査 の 経 過

委員会開催日

令和7年 9月 9日、10月14日、11月14日

令和8年 1月 8日、 1月29日、 2月 9日、 2月24日
4月 6日

3 調 査 の 結 果

近年、地方分権の推進や社会情勢の変化に伴い、議会が果たす役割は、ますます重要性を増している。

しかしながら、議員のなり手不足が深刻化しており、町政を担う二元代表制の議会として自らの役割を明確にするとともに、町民に開かれた参加しやすい議会環境の整備が急務となっている。

美幌町議会においては、これまで議会運営の活性化・効率化など議会の自己改革に努めてきたが、さらなる議会運営の向上と町民との信頼関係の醸成を目指し、議会の透明性を高めるため、議会の情報発信をより充実させるとともに、町民参加の促進に向けた意見交換会やディスカッションなどを通じて、多様な発想や視点を持つ人材を発掘することから、令和7年第6回美幌町議会定例会において「美幌町議会向上推進（～よりはたらく議会を目指して～）特別委員会」を設置し調査及び協議・検討を重ねてきた。

このたび、本特別委員会において議会運営における課題や町民参加の現状を整理し、課題解決に向けた具体的な方策を検討した結果、議会運営の向上及び町民参加の促進に資する一定の結論に達したため、本特別委員会のこれまでの調査結果を報告する。

(1) 議会広報紙について

「議会広報紙」は議会と町民を結ぶ架け橋であり、議会の審議や活動状況を広く町民に知らせる重要な役割を担っている。

このため、美幌町議会では「読まれる議会広報紙」「伝わる議会広報紙」の作成に向け、議会運営委員会の小委員会として「議会広報検討委員会」を設置し、今後の議会広報紙の編集・発行等に関する調査研究を行っている。

「議会広報検討委員会」においては、議会広報に関する研修会の受講、北海道町村議会議長会への調査、5市町（訓子府町、遠軽町、北見市、弟子屈町、大空町）議会への視察調査などを実施し、令和6年12月24日、美幌町議会広報紙の編集・発行等における「望ましい方向性」について、議会運営委員会委員長に報告しているが、主な報告内容については、

- ① 広報編集等については継続的に行われることから、「常任委員会」を設置することが望ましいが、リニューアル項目を実行するに当たっては、相当の時間を要すると思われるため、「委員会の設置」に関しては一定の期間「特別委員会等」を設置し、試行・検証したうえで「常任委員会」へ移行すべき
- ② これまで以上に議員活動を知っていただくため、本会議・常任委員会・全員協議会及び議員の派遣を伴う研修会などへの各議員の出欠状況を掲載しお知らせすることが望ましい
- ③ 「町民登場コーナー」など町民参加記事の掲載や、常任委員会等の各委員会及び全員協議会審議事項等の掲載コーナーの創設など、内容の充実を図ることが望ましい

などとなっている。

また、議会運営委員会においては、先に述べた「議会広報検討委員会」の調査報告を基に協議を行い、令和7年第2回美幌町議会定例会において「読まれる・伝わる議会広報紙を目指し特別委員会を設置のうえ、さらに議論を重ねてまいりたい。」との調査報告を行っている。

以上の経過等を踏まえ、本特別委員会においてさらに協議検討を行ったが、「議会広報検討委員会」の報告内容を検証するには相当の時間を要することから、現在の第20次議会での検証及び実施は難しいと判断し、第21次議会において、議会広報常任委員会の設置及び議会広報のリニューアルに向け、検証及び実施を行うべきとの結論に至った。

(2) 議会モニター制度について

「議会モニター制度」とは、議会運営の活性化や透明化を目的として、一般公募などで選ばれた住民に本会議・委員会の傍聴や議会広報紙への意見・提言を求め、町民の声を直接議会運営に反映させ、より開かれた民主的な議会を目指すための取り組みである。

美幌町議会においては、令和3年8月4日に設置された「美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会」の中で議会モニター制度についての協議がなされており、令和4年第5回美幌町議会定例会において委員会の事務調査報告を行っている。調査報告の内容は「モニター制度の具体的な活動やメリット・デメリットなどの課題等について時間をかけて調査検討すべきとの意見で一致し、今後は議会運営委員会による継続調査事項として取り扱う」となっている。

このことから、議会モニター制度については第20次（前期）議会運営委員会の継続調査事項として取り扱うこととし、令和6年7月、清水町議会及び栗山町議会への視察調査を実施、令和6年第9回美幌町議会定例会において委員会の事務調査報告を行っている。調査報告の内容は「町民の意見や要望、提言など議会運営に反映させる手法として、多様な意見が議会運営に反映できることからモニター制度の有用性は高い。視察先では、なり手不足の補完、議会運営、定数・報酬問題、議会広報・広聴の諸課題に関するモニター意見の反映などの成果を得ている一方で、モニターの確保に難しさがあり、新規モニターの応募が少なく、継続者が多いなどの課題が見受けられる。視察調査で明らかになった成果や課題及び議会広報検討委員会の検討事項を踏まえ、町民目線に立った議会活動の充実を目指し、議会モニター制度の導入に向けた検討を進めたい。」となっている。

これらの経過等を踏まえ、本特別委員会において、課題を整理したうえでさらなる協議検討を行ったが、美幌町議会においては、現在実施している議員カフェ等により町民の意見等を聞く場を設けていることから「今後、町民に対するアンケート実施や議員カフェ等の回数を増やすなど、モニターに拘らず広く町民から意見等をもらうべき、あるいは模擬議会の開催や議員のなり手不足を考える会の開催などにより、議会への町民参加の促進、開かれた議会運営を図るべき」との結論に至った。

なお、「議会モニター制度」については、議員カフェや模擬議会などの実施により、それぞれの課題等をさらに整理したうえで「議会モニター制度」導入に向けて引き続き検討することに至ったことを申し添える。

(3) 議員カフェの本格実施について

「議員カフェ」は議員と町民等が形式的な会議や報告会ではなく、カフェのようなリラックスできる環境で意見交換や相談ができ、地域の問題や政策について親しみやすく議論できるため、議会参加の敷居を下げる効果が期待されており、全国の地方議会等で徐々に広がっている。

美幌町議会における「議員カフェ」に関する経過としては、令和6年6月及び11月にそれぞれ2日間「議員カフェ」を試行的に開催、また、令和6年7月、議会運営委員会による鹿追町への視察調査を実施し、令和6年第9回美幌町議会定例会において委員会報告を行っている。その内容は「町民の声を広く集めるため、議員と町民が気軽に話し合う場を創出する議員カフェは、生活や暮らしの中での課題を把握する上で大変有効な取組である。令和6年6月及び11月に試行的に開催した美幌町議会の議員カフェには延べ50名の町民が訪れ、まちづくりに関する様々な意見や要望をお聴きする貴重な機会となったところである。今後、具体的な検証作業を進めることになるが、効果的かつ継続的な制度となるよう本格実施に向けてさらに議論を進めたい。」となっている。

さらに委員会報告後、令和8年2月には「議員カフェ（3回目の試行）」「議会報告会」「議会フォーラム」を複合的に開催したところである。

本特別委員会においては3回の試行を検証し、今後における「議員カフェ」の在り方について協議検討を行ったが、「議員カフェ」は町民が気軽に意見を述べられる環境づくりに資するとともに、議会側からの説明も充実させることができる双方向のコミュニケーションの場であり、町民が主体的に議会活動に参加できる場でもあることから、議会と町民との距離を縮める有効なツールの一つであることを再認識したところである。

一方で、「議員カフェ」において出された意見・要望等の取扱い等について検証する必要があるとの意見も出されたことから、さらに協議検討を行った結果、「各常任委員会における協議事項とする」「一般質問において^{といた}質す」「政策提言としてまとめる」など、一定のルール化を図ることが課題として挙げたところである。

以上を踏まえ、課題として挙げた「出された意見・要望等の取扱い等に関するルール化」については、今後も協議を重ねていくことで意見が一致し、「議員カフェ」については、議会参加促進ツールとして本格実施すべきとの結論に至った。

なお、本年2月に実施した「議員カフェ」「議会フォーラム」などの複合的なイベント開催により、幅広い町民層へのアプローチが可能となっていることから、今後も様々な手法を模索したうえで、議会への参加促進を図ることとした。

（4）議員のなり手不足対策（議員の学校及び処遇等）について

近年、議会改革が進展してきたにもかかわらず、町村議会議員選挙の無投票・定数割れは右肩上がりが増えてきている。全国町村議会議長会の調査によると、令和元年5月から令和5年4月までの4年間に無投票となった町村は、全体の4分の1を超えているとの報告がなされている。

また、町村議会議員のなり手不足の要因は「町村議会議員の報酬が他の職業に比べて低いことが多く、特に若者や子育て世代にとって生活を支えるのが難しい」「本業

と議員活動を両立するには時間・労力の調整が難しい」「政治や地方自治への関心自体が薄い」など、複雑かつ多岐にわたり複合的に絡み合っているとの報告もなされている。

美幌町においても令和5年4月執行の美幌町議会議員選挙で、初めて無投票となったことなどから、美幌町議会においては「議員のなり手不足対策」として「議員の学校」を調査、また、「なり手不足の要因」の一つとされている「議員報酬」についても調査・検討を行ったところである。

「議員の学校」は、議員のなり手不足解消を目的に栗山町議会において開設し、模擬議会などを通じて19人が受講、受講生から3人が町議会議員選挙に立候補するなどの効果が立証されており、この取組は、総務省が推進する町村議会の多様な人材参画や立候補環境整備の一環としても注目されている。

このことから、第20次（前期）議会運営委員会においては、令和6年7月、栗山町議会へ「議員の学校」についての視察調査を実施し、令和6年第9回美幌町議会定例会において委員会の事務調査報告を行っている。調査報告の内容は「カリキュラムや資料の作成、指導者の確保など学校運営にあたっての様々な課題があることから、引き続き検討を重ねる必要がある。なお、議員のなり手確保に向けては「議員の学校」をはじめ、議員報酬の見直しや社会保障制度の充実など議員の待遇改善を含めた包括的な議論を重ねる中で「議員の学校」の実施の可否を判断すべき。」となっている。

また、「議員報酬」については、平成8年12月以降改正されていないこと、オホーツク管内の置戸町及び滝上町、道内類似団体である音更町、七飯町、中標津町、釧路町などが令和に入ってから議員報酬の引き上げを実施していること、「期末手当支給割合」については、オホーツク管内全ての自治体において町長等の支給割合と同一になっていることから、令和6年11月開催の全員協議会で協議を行い、協議の結果、美幌町特別報酬等審議会において協議していただくよう町長に申入れを行うこととした。申入れ後、令和7年度に入ってから美幌町特別報酬等審議会が開催され、審議会から町長に答申書が提出されたことに伴い、令和7年第7回美幌町議会臨時会において「美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」が議案として提出されている。その改正内容は、令和8年4月以降、「議員報酬」については現行月額に対して5%を加算する、「期末手当」については町長等の期末手当支給割合と同一の内容とするもので、可決しているところである。

さらに、地方議会における多様な人材確保の観点から「厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書」を令和6年第9回美幌町議会定例会において可決し、国等の関係機関に提出している。

これらの経緯等を踏まえ「議員のなり手不足対策」に関して本特別委員会において

も協議検討を行ったが、まず「議員の学校」については、議会運営委員会の事務調査報告にあるとおり、様々な課題があることから直ちに導入は難しいと判断し、引き続き検討すべきとの結論に至った。

次に、なり手不足の要因の一つとして「町民に対する情報発信や住民との交流不足」が挙げられるが、このことは全国町村議会議長会に設置された「町村議会議員のなり手不足対策検討会」の報告書にも掲げられている事項でもある。

美幌町議会においては現在、議会報告会や議員カフェを実施し、情報発信や町民との交流を行っているが、議会や議員活動についての情報発信が十分ではないとの意見も出されたことから、今後も議会広報、議会中継、ホームページ、SNS等の様々なツールを活用した情報発信、さらに議員カフェの充実などによる町民との交流促進を図り、できるだけ多くの町民等に議会へ関心を持ってもらうことが「議員のなり手不足対策」として重要であるとの結論に至った。

「議員報酬」については、先に述べたとおり令和8年度分から引き上げとなっているが、今後予定している情報発信や議会広報誌の内容の充実等に取り組むためには、多様な人材の「なり手の確保」を図る必要があることから、議会活動・議員活動に専念できる環境整備、特に待遇面での改善が重要との認識で意見が一致し、今後も国や地域の経済状況、あるいは他自治体議会議員の報酬等の実態を踏まえ、適正な報酬について協議・検討を行うべきとの結論に至った。

以上、本特別委員会が「議会広報」「議会モニター」「議員カフェ」「議員のなり手不足対策」に関する一定の結論である。

結びに、情報発信の強化と町民の積極的な議会への参加、そして議員のなり手の確保は、より開かれた民主的な地域社会を築くために欠かせない重要な要素であることから、今後もわかりやすくタイムリーな情報提供を心がけ、議会広報の内容充実やデジタル技術の活用等の推進、また、町民が積極的に議会へ参加できる機会の拡大と、意見交換や要望の反映を円滑に行う体制強化を図るとともに、議員のなり手不足に対応するために幅広い人材の参画促進策を検討し、開かれた議会のなお一層の実現を図るため、議員間で活発に議論してまいりたい。